

三次市教育委員会議案第 8 号

令和 4 年度三次市立小中学校の学校評議員の解嘱及び委嘱について

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 13 号）第 35 条の 3 第 3 項の規定により，別紙の者を学校評議員に委嘱することについて，議決を求める。

令和 4 年 5 月 19 日提出

三次市教育委員会教育長 迫田 隆範